

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成29年4月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600769 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700024 号

第1 結論

請求者のA社における平成10年6月1日から平成12年6月27日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年6月から平成12年5月までの標準報酬月額については、9万8,000円から13万4,000円とする。

平成10年6月から平成12年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年3月21日から平成12年6月27日まで

請求期間において、A社に勤務し100万円の給与を受けていたが、厚生年金保険の記録によると、平成10年3月から同年5月までの標準報酬月額が13万4,000円、平成10年6月から平成12年5月までの標準報酬月額が9万8,000円と低く記録されている。調査の上、これを修正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社におけるオンライン記録によると、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初13万4,000円と記録されていたところ、事業所の適用事業所に該当しなくなった日（平成12年6月27日、以下「全喪日」という。）の後の平成12年7月12日付けで、平成10年10月1日及び平成11年10月1日の定時決定を取消し、平成10年6月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、全喪日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日まで被保険者であった者は、請求者のほか、事業主及び取締役の2名が確認でき、この2名の標準報酬月額の記録においても請求者と同様に平成12年7月12日付けで、平成10年10月1日及び平成11年10月1日の定時決定を取消し、事業主は平成10年6月1日、取締役は平成10年8月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、全喪日まで継続していることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、当該事業所の事業主は既に亡くなっているため確認できず、前述の取締役に対し照会したが回答は得られなかった。

また、請求期間当時に事業所が社会保険業務を委託していた社会保険労務士は、標準報酬月額が引き下げられている理由は不明であるものの、請求期間当時の請求者に係る賃金計算の記録を確認したところ、請求者の請求期間に係る報酬月額及び標準報酬月額はともに13万4,000円であった旨陳述している。

さらに、年金事務所から提出された不納欠損整理簿により、当該事業所には、請求期間において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成12年7月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成10年6月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとはうかがえず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の請求期間のうち平成10年6月1日から平成12年6月27日までの期間に係る標準報酬月額については、13万4,000円とすることが必要である。

一方、請求者は請求期間において、事業主より100万円の給与を支給され、当該支給額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を保管していない上、事業所は解散し、事業主も既に亡くなっていることから、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、前述の社会保険労務士は、請求期間当時の賃金計算の記録によると、請求期間に係る給与から標準報酬月額13万4,000円に見合う厚生年金保険料が控除されていた旨陳述している。

このほか、請求期間における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600844 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700020 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を19万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月

各請求期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間⑤については、A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、請求期間⑤にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑤に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、19万8,000円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、上記の回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）から、平成17年7月22日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑤当時に、請求期間⑤について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①、②、③及び④については、請求者は賞与支給明細書等を保管していない上、事業主は、当該期間において請求者に対する賞与の支払実績はなく、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はないと回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与の振込先金融機関はC銀行D支店であったとしているが、同支店は入出金記録の保存期間は7年としているほか、請求者が請求期間当時に住んでいたE市は課税資料の保存期間は10年としていることから、請求期間①、②、③及び④における賞与の支払の有無を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600845号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700022号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月
④ 平成17年7月

各請求期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間④については、A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、請求期間④にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間④に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、上記の回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）から、平成17年7月22日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間④当時に、請求期間④について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①、②及び③については、請求者は賞与支給明細書等を保管していない上、事業主は、当該期間において請求者に対する賞与の支払実績はなく、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はない回答している。

また、請求者は、賞与の振込先金融機関はC銀行D支店であったとしているところ、同支店から提出された請求者の各請求期間に係る「月中取引一覧表」により、平成17年7月に2回の「給与振込」があることが確認でき、そのうち1回は、振込日が平成17年7月22日であること及び振込額が事業主から提出された資料から推定できる請求期間④における賞与の実支給額と概ね一致することから、当該「給与振込」はA社から支給された請求期間④における賞与の振込であることが推認できるが、請求期間①、②及び③については、同一覧表により、各月1回の「給与振込」しか確認できず、当該期間に同社から賞与の支給があったことを推認することはできない。

さらに、請求者が請求期間当時の住所はE町であったとしているが、同町は、課税資料の保存期間は5年としている。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600846 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700021 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を23万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月

請求期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書により、請求者は請求期間に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者の賞与支給明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、23万7,000円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、請求者の賞与支給明細書の記載から、平成17年7月22日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認

めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600847 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700023 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月22日の標準賞与額を21万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月

請求期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたと思うが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成17年7月22日にA社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、21万7,000円とすることが必要であ

る。

また、賞与支給日については、上記の回答、賞与に係る支給一覧表及びB健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）から、平成17年7月22日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600757号

厚生局事案番号：関東信越（国）第1700001号

第1 結論

昭和56年*月*日から昭和58年3月23日までの請求期間及び昭和61年4月1日から平成2年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和36年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和56年*月*日から昭和58年3月23日まで
② 昭和61年4月1日から平成2年4月1日まで

請求期間①及び②に係る国民年金保険料を両親が納付してくれたと母から聞いていた。また、私は、請求期間①当時学生だったので、母が保険料の納付が大変であったと言っていたのを覚えている。私自身は、両請求期間に係る保険料の納付を行っていないので詳細は不明だが、国民年金保険料の納付記録がないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について、請求者の両親が行ってくれたと申述しているところ、その両親は既に亡くなっている上、請求者は両請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、請求者の両請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金記号番号は、国民年金記号番号払出簿により、平成4年7月2日に払い出されたことが確認できるところ、当該番号によって請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は、請求者が所持する年金手帳、A市から提出された請求者の国民年金被保険者台帳の写し及びオンライン記録により、いずれの記録も平成3年3月1日であることが確認できることから、請求者の請求期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索により調査を行ったが、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに両請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者

の両親が請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600744 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700018 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月

私は、派遣社員として在籍していた A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間に係る賞与が厚生年金保険の記録にない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、「A 社から B 銀行 C 支店の自分の口座に賞与が振り込まれ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていた。同社からの賞与の振り込みについて、当該金融機関以外は思いつかない。」旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持していない上、B 銀行 C 支店は、請求者の当該期間を含む平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの期間内に取引なしと回答している。

また、請求者が請求期間当時在住していた D 市及び同市を管轄区域とする E 税務署は、請求者の当該期間に係る市町村民税等の課税資料等は保存期間経過により保管されていない及び請求者の請求期間に係る資料がないとそれぞれ回答している上、A 社の閉鎖事項全部証明書で確認できる請求期間当時の代表取締役及び解散時の代表取締役に同社の請求期間の賞与に関して照会したところ、請求期間当時の資料は何も残っておらず、賞与の支給、厚生年金保険料の控除、届出及び納付に関して不明と回答している上、同社の分割先である F 社（現在は、G 社）に照会したところ、請求期間における賞与の支給の有無、当該賞与からの厚生年金保険料の控除等について不明との回答であったことから、請求者の請求期間における賞与の支払状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600763 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700017 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、昭和 56 年 7 月 31 日と記録されているが、同社には、同年 7 月 31 日まで勤務していたはずである。調査の上、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年 8 月 1 日に訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に昭和 56 年 7 月 31 日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、A社の事業承継会社であるB社から提出された請求者に係る人事記録により、請求者のA社における退職年月日は、昭和 56 年 7 月 30 日であることが確認できる。

また、雇用保険の記録により、請求者のA社における離職年月日は、昭和 56 年 7 月 30 日であることが確認でき、当該記録は、企業年金連合会から提出された請求者のA社に係る中脱記録照会(回答)により確認できる請求者の厚生年金基金加入員資格の喪失年月日並びに事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

さらに、請求期間当時にA社において厚生年金保険被保険者記録を有する同僚 12 名に照会したところ、8名から回答があり、そのうち請求者を記憶していると回答をした同僚 1 名は、請求者と同種の業務に従事していたが、請求者の退職日については覚えていないと回答している。

加えて、上記同僚 8 名のうち、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が月の末日と記録されている同僚 5 名は、退職時における給料支給明細表等を保管していないと回答している上、B社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は月の末日のため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

また、C市は、請求期間当時の課税資料について、保存期間経過のため保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600767号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700019号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月

年金事務所からの連絡により、A社在職中に支給された請求期間の賞与の記録がないことがわかった。賞与明細書は所持していないが、同社から賞与を支給されていたと思うので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、A社から銀行振込により賞与の支払を受けたと思うとしている。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持していない上、請求者がA社の給与振込口座に指定していたとするB銀行C支店に請求期間当時の預金取引明細表を照会したところ、照会可能年数超過により確認できないと回答している。

また、A社の閉鎖事項全部証明書で確認できる請求期間当時の代表取締役及び解散時の代表取締役に同社の請求期間の賞与に関して照会したところ、資料は何も残っておらず、賞与の支給、厚生年金保険料の控除、届出及び納付に関して不明と回答している上、同社の分割先であるD社(現在は、E社)に照会したところ、請求期間における賞与の支給の有無、当該賞与からの厚生年金保険料の控除等について不明との回答であったことから、請求者の請求期間における賞与の支払状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者が請求期間当時に居住していたF市及び同市を管轄区域とするG税務署は、当該期間に係る課税資料について保存期間経過のため確認できないと回答していることから、請求者の請求期間における賞与の支給状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。